

民主代表質問（H19年2月議会）

総務部長答弁

## 【公共事業入札の落札率低下への対応について】

- ・大規模公共事業の落札率の大幅な低下について、平成18年度において11月末までの入札状況では、住宅まちづくり部関係事業はあまり落ち込みがみられないが、都市整備部関係の債務工事で124億円の落札差金が生じたと聞いている。落札差金も府民の貴重な税金が原資となっており不用額が生じたなら減債基金の借入抑制等財政健全化に活用すべきと考える。
- ・このような落札差金の取扱いについて、今後、どのように対応しようとしているのか総務部長の答弁を求める。

（総務部長答弁）

- 公共事業の落札差金については、これまで事業効果を早期に発揮させるということや国庫内示済みということから、事業推進に有効活用してきました。しかしながら、お示しのように都市整備部所管の18年度発注の複数年度にわたる大規模工事において大幅な落札差金が生じたところです。
- この落札差金約124億円は、18年度から21年度予算までのもので、国庫補助金や市町村負担金等の財源から成り立っており、大阪府の負担額は約43億円であります。その取扱いについては、まず18年度分の落札差金は、これまでと同様の理由から全額を事業推進に活用することとしております。
- 一方、19年度から21年度分の落札差金については、「行財政改革プログラム案」における建設事業費の縮減率の範囲内で、各年度の事業推進に活用することとしておりますが、その縮減率を超える部分となる府負担額約7億円については、府債の発行抑制や減債基金の借入抑制など財政健全化に活用することとしております。
- なお、19年度以降の落札差金の取扱いについては、今後の入札制度改革の取組みによる落札率の状況等を見極めるとともに関係部局と十分協議し検討してまいりたい。